

# 外貨普通預金規定



1. (STATEMENT(受払照合表等)の発行)
  - (1) この預金については、通帳を発行しません。
  - (2) この預金の取引明細は、本中金が作成する STATEMENT(受払照合表等)に記載して交付しますので、別に交付した「外貨普通預金照合表綴」にとじ込んで保管してください。
2. (預金の払戻し)
  - (1) この預金を払戻すときは、本中金所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。
  - (2) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは本中金の任意とします。
3. (外貨現金による受入れ・払戻し)

この預金は外貨現金による受入れまたは払戻しはできません。
4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、毎年3月と9月の第2月曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
5. (手数料)

この預金の預入れ、または払戻しについては本中金所定の取扱手数料をいただきます。
6. (届出事項の変更等)
  - (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって本中金に届出てください。この届出の前に生じた損害については、本中金は責任を負いません。
  - (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しは、本中金所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、本中金は責任を負いません。
8. (譲渡、質入れ等の禁止)
  - (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
  - (2) 本中金がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、本中金所定の書式により行います。
9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条

第3項各号の一にでも該当する場合には、本中金はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 10. (取引の制限等)

- (1) 本中金は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、本中金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を本中金の指定する方法によって届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (5) 前4項により、取引が制限された場合についても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと本中金が認める場合、当該取引の制限を解除します。

#### 11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、本中金に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、本中金はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、本中金が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第10条第1項で定める本中金からの通知による各種確認や提出された資料が偽りである場合
  - ⑥ 第1号から第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく本中金からの確認の要請に応じない場合
  - ⑦ 第10条第1項から第4項までの定めに基づく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、本中金はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、本中金は責任を負いません。

また、この解約により本中金に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
    - D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業
    - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - G. その他AからFに準ずる者
  - ③ 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合
    - A. 前号AからG（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本中金の信用を毀損し、または本中金の業務を妨害する行為
    - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、本中金が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、本中金はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、本中金に申出てください。この場合、本中金は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
12. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて本中金が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、本中金に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の本中金に対する債務を担保するため、もしくは第三者の本中金に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、普通預金解約申込書に届出印を押印して直ちに本中金に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の本中金に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、本中金の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、本中金は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が本中金に到達した日までとして、利率、料率は本中金の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては本中金の定めによるものとします。
  - (4) 相殺する場合の外国為替相場については、本中金の計算実行時の相場を適用するものとします。
  - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について本中金の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、本中金は責任を負いません。

#### 15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本中金ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 16. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、本中金本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2020年4月1日現在)